第８節　教職実践演習

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第34号）が平成２１年４月１日から施行され、別表第１、第２、第２の２により普通免許状を取得する場合に、修得が必要な「教職に関する科目」の内容が一部変更となりました。

それまでの「総合演習」の科目は、「教職に関する科目」に位置付けないこととされ、新たに**「教職実践演習」**の修得を要することとなりました。

この「教職実践演習」は、免許状の授与を受けようとする者の「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものという位置付けとなっています。

平成２１年度以降の免許状の取得については、「教職実践演習」の履修が必要となっておりますが、既に「総合演習」の単位を修得している場合や、大学の入学年度等により、修得を要さない場合がありますので留意して下さい。

１　教職実践演習の修得を要さない者

(1)　平成２１年３月３１日において認定課程を有する大学等に在学している者で、これらを卒業するまでに改正前の免許法施行規則に定める「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得した者については、改正後の免許法施行規則に定める「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得した者とみなす。

(2)　平成２１年４月１日以後に認定課程を有する大学等に入学した者（編入学者、過去に大学に在学した期間があり、その期間が修業年限に通算された者等を除く。）以外の者で、平成２５年３月３１日までに、改正前の免許法施行規則による「総合演習」の単位を修得した者は、改正後の免許法施行規則に定める「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。

例１　平成２１年３月３１において大学に在学している者が、改正前の規則に定める「総合演習」を含めて「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得した者は、改正後の規則に定める「教職実践演習」の単位を含めた最低修得単位数を修得した者とみなし、「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。

例２　平成２５年３月３１日までに、大学において改正前の規則に定める「総合演習」の単位を修得した者は、改正後の規則に定める「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。

２　免許法施行細則の改正の概要（抜粋）

○【第６条第１項の表】（別表第１　幼稚園、小学校、中学校及び高等学校関係）

改正前		→	改正後	
第５欄	総合演習		第５欄	教育実習
第６欄	教育実習		第６欄	教職実践演習

○【第１０条第１項の表】（別表第２　養護教諭関係）

改正前		→	改正後	
第５欄	総合演習		第５欄	養護実習
第６欄	養護実習		第６欄	教職実践演習

○【第１０条の４第１項の表】（別表第２の２　栄養教諭関係）

改正前		→	改正後	
第５欄	総合演習		第５欄	栄養教育実習
第６欄	栄養実習		第６欄	教職実践演習